

MVNO様向け卸標準プラン概要のご説明資料 (ソフトバンク通信網)

ソフトバンク株式会社

 SoftBank

はじめに

本資料は、ソフトバンク通信網（旧ワイモバイルのネットワークは含みません。以下、同じとします。）を利用したMVNOサービスの提供をご検討される事業者様（以下、「MVNO様」といいます）に、事業を計画される上で必要となる当社のMVNO様向け卸標準プランの概要をご説明するものです。

詳細な条件等については、個別の事前協議において順次開示・ご説明させていただきます。

本資料は概要をご説明するものとなりますので、MVNO事業の検討に当たっては、本資料18ページに記載の当社「MVNOに関する窓口」までご相談下さい。

本資料が貴社のMVNO事業検討のお役に立てば幸いです。

- ※ 本資料については今後変更になることがあります。
- ※ 本資料の無断転載・記載を禁じます。

ご提供内容

MVNO様向けモバイルデータ通信サービスに係る卸標準プラン(以下、「MVNO標準プラン」といいます)のご提供内容は、以下の通りです。

項目	説明
対象事業者	電気通信事業法に基づきサービス開始までにMVNO事業を営む旨を総務大臣に届け出た事業者
対象サービス	ソフトバンクのモバイルデータ通信サービス (3G通信サービス、4G通信サービス、5G通信サービス)
提供エリア	ソフトバンクの3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款または5G通信サービス契約約款に規定する通信サービスの提供エリア
通信速度	3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款または5G通信サービス契約約款に規定する通信サービスに係るパケット通信と同等の通信速度
端末	MVNO様が自己調達 (当社のネットワークに影響を与えない事を確認するための接続試験の実施を要望することがあります。)
SIMカード	当社からMVNO様へ貸与 (当社の定める条件に従い、MVNO様の責任にて管理していただきます。)

契約形態

MVNO様との契約形態は以下の通りです。

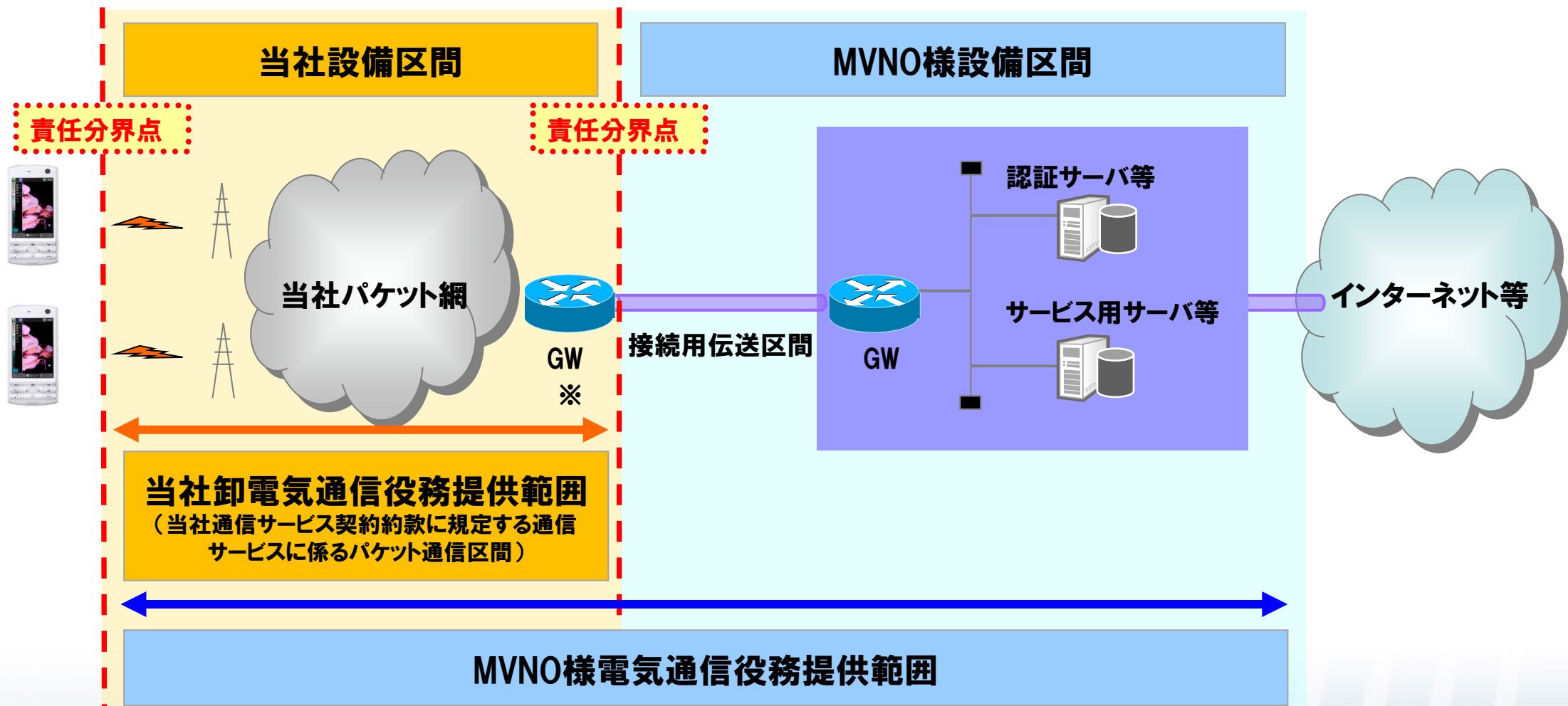
契約形態	種別	料金体系
卸電気通信役務	データ通信(L2接続)	通信帯域単位でのご提供
	データ通信(L3接続)	契約者回線単位でのご提供

※ 契約形態種別の変更は不可となります。

※ MVNO標準プランに基づき調達した回線については、エンドユーザーに電気通信役務を提供する事業用回線としてご利用いただきます。

ご提供する卸役務と設備区間

MVNO様とは当社から提供するGW装置を経由して接続していただきます。
GWの提供形態は別途協議とさせていただきます。



※プロトコルはL2接続またはL3接続にて提供いたします(提供形態は別途協議とさせていただきます)。

ご提供料金および条件

MVNO標準プラン(L2接続)のご提供料金は以下の通りです。

項目		料金(月額)	備考
データ 伝送交換機能	直収パケット接続機能 (L2接続)	126,328円(基本10Mbps) /12,632円(追加1Mbps毎)	ソフトバンクネットワーク接続機能の利用料
	MVNO回線管理機能	87円(/回線)	MVNO様の契約者回線維持、管理機能の利用料等
直収パケット 接続装置機能		別に算定する実費 ※目安の料金額: 約100万円 (1接続装置あたり)	ソフトバンクネットワーク接続に係る装置機能の利用料 ※10GbpsインタフェースによるACT/STBYの冗長構成での料金です。 ※各種条件により、料金額が異なる場合があります。

※ 各料金額は10、11ページに定めるとおりの精算を行います。

ご提供料金および条件

MVNO標準プラン(L3接続)のご提供料金は以下の通りです。

月額利用料

項目	金額(税別)	無料パケット数 (無料通信額)	単位	備考
基本使用料	4,350円	32万パケット (6,080円相当)	1契約者回線毎 (月額)	無料通信額は0.019円/パケット(税別)で計算した額 無料パケットは国内でのパケット利用のみ適用
従量パケット 通信料	0.019円	-	1パケット毎	32万パケットを超えた場合の単価

ご提供料金および条件

MVNO標準プラン(L2接続、L3接続)の各種費用は以下の通りです。

各種手数料

項目	金額(税別)	単位	備考
開通手数料	3,500円	1開通手続き毎	MVNO契約者回線開通に要する料金
SIMカード再発行	3,500円	1再発行毎	SIMカードの再発行に要する料金

SIMカードの貸与に係る費用

項目	金額(税別)	単位
SIMカードの貸与に係る費用	201円	SIMカード1枚毎

ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

項目	金額	単位
ユニバーサルサービス料	ソフトバンクの3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款、5G通信サービス契約約款に準じます。	1契約者回線毎
電話リレーサービス料		1契約者回線毎

ご提供料金および条件

工事費・立会費 等に関しては以下の通りです。

項目	内容	金額・支払方法
当社側工事費・立会費等	MVNO様のご要望によって、当社側で必要となる工事費、工事立会費等	内容に応じて別途協議とさせていただきます。
当社側設備改修費	MVNO様のご要望によって、当社側で必要となる電気通信設備の工事・改修費等	内容に応じて別途協議とさせていただきます。
統合試験費	MVNO様が指定される端末の相互接続試験等、各種試験に係る費用	内容に応じて別途協議とさせていただきます。

※MVNO標準プラン以外の個別でのご要望をいただき、本資料の項目に該当しない費用が発生した場合には、当該費用をMVNO様と協議の上、ご負担いただくことがあります。

ご提供料金および条件

当社MVNO標準プランのご提供条件は以下の通りです。

◆ 最低契約回線数/最低利用期間(対象:L3接続)

最低契約回線数/最低利用期間
1,000回線以上 かつ 2年間以上

MVNO標準プランにより調達いただいた回線に関して、最低利用期間内に最低契約回線数を下回った場合、またはMVNO標準プランの全契約回線の解除があった場合は、不足の契約回線数および残余の利用期間に対応する額をご負担いただきます。

◆ 請求形態(対象:L2接続、L3接続)

当社からは、MVNO様へご利用料金の請求をさせていただきます(エンドユーザへはMVNO様が料金設定を行い、請求いただく形態となります)。

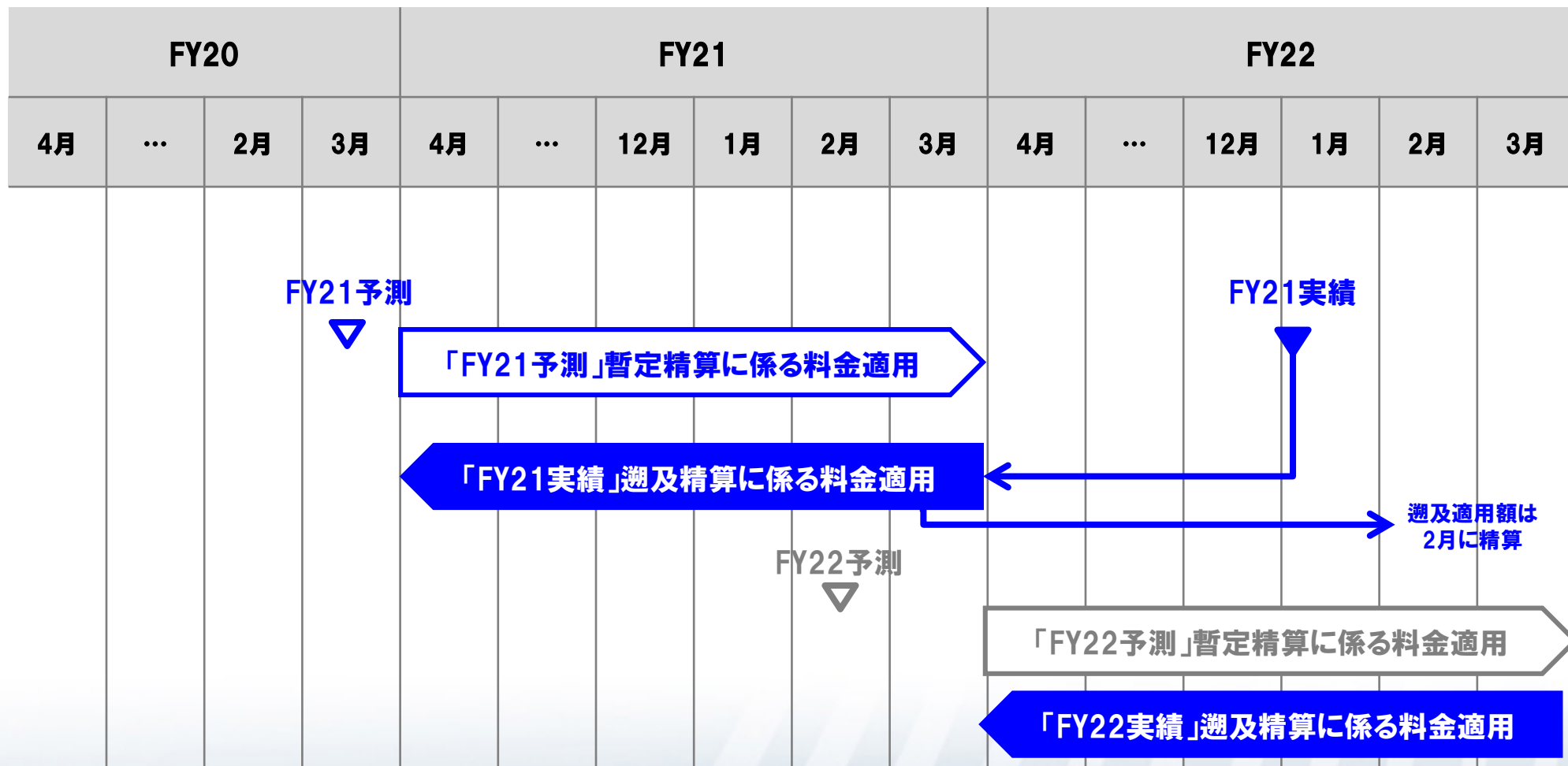
◆ 付加サービスのご提供(対象:L3接続)

MVNO様からご要望いただく付加サービス(国際ローミング等)の提供については、別途協議を行わせていただきます。

直収パッケージ接続機能(L2接続)、MVNO回線管理機能の精算方法について

直収パッケージ接続機能(L2接続)、MVNO回線管理機能の方法は、以下のとおりです。

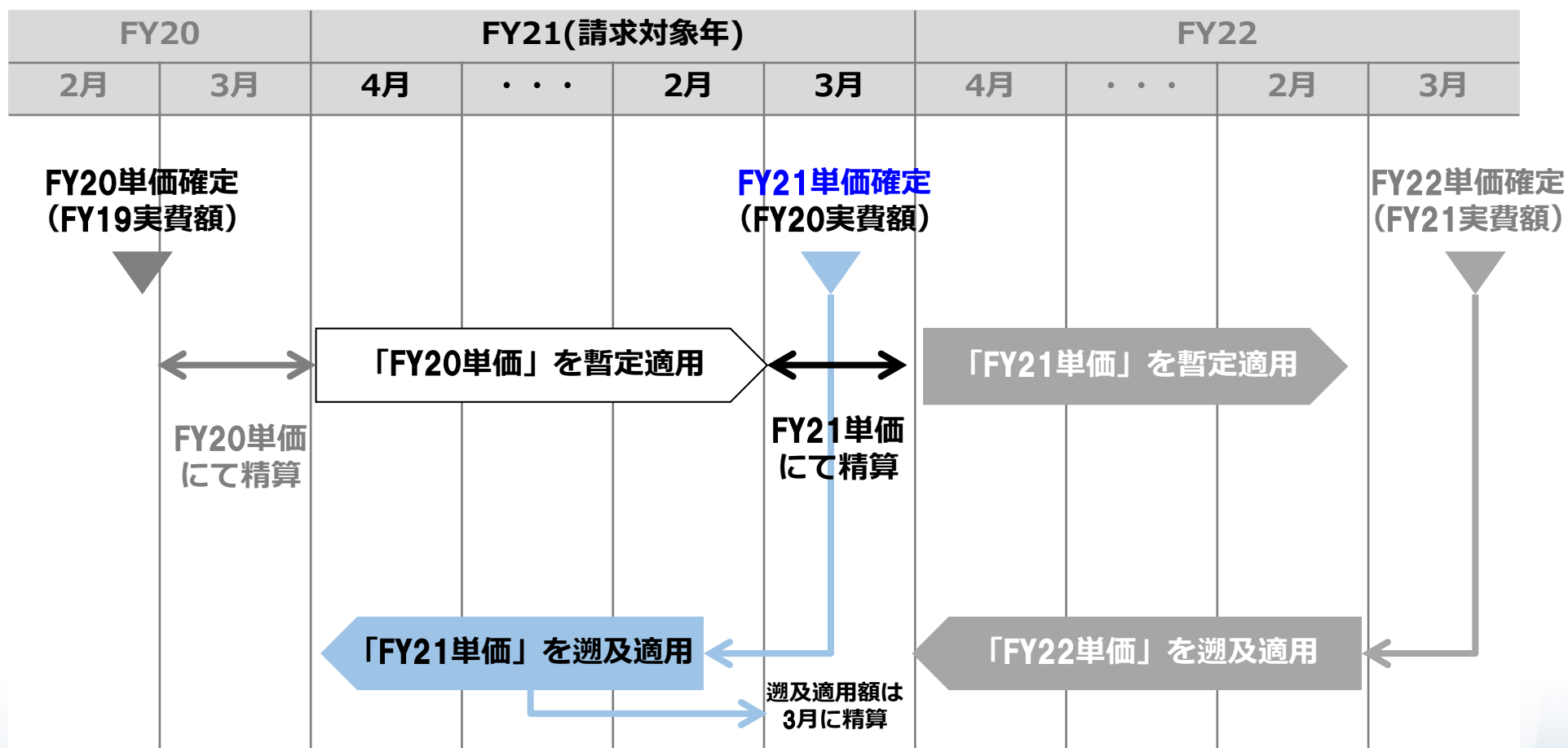
【請求対象年が2021年度の例】



直収パッケージ接続装置機能利用料の精算方法について

直収パッケージ接続装置機能利用料の精算方法は、以下のとおりです。

【請求対象年が2021年度の例】



技術的条件

当社MVNO標準プランにおける、接続箇所と主な技術条件は以下の通りです。

項目	L2接続	L3接続
接続箇所	当社が別途定める接続箇所	
接続 インタフェース	別途協議	
ユーザ認証	MVNO様システムにて実施	ユーザからの接続要求に関する認証は、当社との 認証連携を行い、MVNO様システムにて実施
アカウントिंग パケットデータ		ユーザの通信開始もしくは終了を記録したデータを ユーザ送信の開始、終了の都度MVNO様に送信
IPアドレス	MVNO様が取得されているIPアドレスを使用	ユーザがインターネット接続をする際に必要となる IPアドレスは、MVNO様が取得しているグローバル IPアドレスまたはプライベートアドレスを当社と協議 の上、当社機器から払い出し
APN	APNは原則、1MVNO様に対して1つ割り当て	

運用条件

当社MVNO標準プランにおける、主な運用条件は以下の通りです。

◆ 回線開通・ユーザサポート等

- MVNO様契約回線の開通方法については、別途協議となります。
- 当社よりMVNO様に貸与するSIMカードの引渡し方法等に関しては、別途協議となります。
- MVNO様が提供するサービスの内容・料金に関するエンドユーザからの問い合わせ、お申し込みの受付等の対応は、すべてMVNO様の責任において行っていただきます。
- MVNO様は、エンドユーザの個人情報等について管理責任を負います。

◆ ネットワーク保守運用

- ネットワーク保守に関する基準は当社通信サービス契約約款に規定する通信サービスと同等とし、通信障害等の不具合が発生した際には、当社よりMVNO様にその旨連絡するものとします。
- 具体的な保守内容・問い合わせ窓口・連絡方法・対応時間等の保守業務内容については、別途協議となります。

その他ご注意いただきたい事項

当社MVNO標準プランにおける、その他ご注意いただきたい事項は以下の通りです。

◆ 電気通信事業者の登録/届出に関して

MVNO様は電気通信サービスの提供を開始するまでに、電気通信事業法に基づき、電気通信事業者として、登録または届出をしていただく必要があります。

◆ 設備管理に関して

MVNO様は設備管理に関して、以下の内容を遵守していただくことが必要となります

- ・ 当社の電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないこと
- ・ 当社に接続する電気通信設備を、その接続箇所毎に事業用電気通信設備規則および当社との協議により定めた技術的条件に適合するように維持すること

◆ 情報提供に関して

当社電気通信設備への影響を確認するために必要な情報をご提示いただくことがあります。※

※ご提示いただく情報

当社との接続概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点毎の予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態 等

その他ご注意いただきたい事項

◆ 商標等の利用に関して

- 当社の登録商標、または商標等の無断使用、およびサービス提供者への誤認・混同を与える行為は禁止させていただきます。
- 当社の登録商標、または商標を使用する際は、必要な範囲や条件等を別途協議させていただきます。

◆ インターネット上の違法・有害情報等に関する捜査機関等への協力に関して

MVNO様のエンドユーザの利用に係るインターネット上の違法・有害情報の対応として、捜査機関等より協力を求められた場合には、MVNO様にて直接ご対応いただきます。

◆ 通信利用の制限に関して

MVNO様のエンドユーザの利用であっても、通信が著しく輻輳した場合や迷惑メール送信の場合等においては、当社網内にてソフトバンクの3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款および5G通信サービス契約約款に規定する通信サービスと同等の通信利用の制限を行います。

◆ トラフィック制御に関して

実施について現在検討しております。

その他ご注意いただきたい事項

◆ 担保措置に関して

MVNO様が負担すべき費用の支払いを怠るおそれがある場合等においては、預託金の預け入れ等による担保措置が必要となります。※

※担保措置が必要となる要件例

- ・ 過去1年以内に支払遅延等の支払実績がある場合
- ・ 直近の決算において債務超過である場合
- ・ 当社が指定する信用評価機関の信用評価に置いて当社が別に定める基準に該当する場合 等

※必要となる担保措置

- ・ 預託金の預入れ
- ・ 金融機関等の債務保証 等

その他ご注意いただきたい事項

◆ 当社MVNO標準プランの提供をお断りする場合に関して

以下に該当する場合、当社MVNO標準プランの提供をお断り、または中止することがあります。

- 当社MVNO標準プランの提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- 当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 卸提供に関し負担すべき金額その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- 当社MVNO標準プランの提供に應ずるための電気通信設備の設置または改修が著しく困難であるとき
- 必要な担保措置に依拠していただけないとき
- 当社が別に定める契約者の義務に違反するおそれがあるとき

◆ 当社MVNO標準プランの解約に関して

- MVNO様が当社MVNO標準プランの解約を希望される場合には、事前に当社が指定する書面を当社に提出していただきます。その場合、当社MVNO標準プランの解約時期については、MVNO様・当社間で
- 別途協議の上、定めることとします。
- 当社が定める解除事由に該当する事象が生じた場合、当社から当社MVNO標準プランを解除することがあります。

◆ 当社MVNO標準プランに定めのない事項に関して

当社MVNO標準プランに定めのない事項(ご提供料金および条件、技術条件、運用条件、その他の条件)については、MVNO様と協議の上、別途定めるものとします。

MVNOに関する窓口(本資料に関する問い合わせ先)

ソフトバンク株式会社
パートナー事業推進部
SBMGRP-mvno@g.softbank.co.jp

※上記お問い合わせメールへのご連絡をお願い致します。

2009年 2月 6日 公表
(2023年 6月 1日 更新)